

いずみの里居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊延会が開設するいずみの里居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な支援を提供とすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行うこと。
- 四 事業運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業所、サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 いずみの里居宅介護支援事業所

所在地 邑楽郡大泉町北小泉1丁目26番1号（介護老人保健施設 いずみの里）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 常勤専任4名、常勤兼任1名（管理者と兼務）。ただし、必要に応じ手続きを経て増員することが出来る。介護支援専門員は 指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 三 事務職員を置くことができる。
事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く
- 二 営業時間 午前8時30分から午後17時30分とする。
- 三 電話等による24時間連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者との連絡調整
- 三 介護保険施設の紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 認定審査の代行申請
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は全社協方式及びMDS-HC方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅又は事業者内の会議室等とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談に当たるものとする

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用額は「厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額」とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料を徴収しないものとする。

- 2 次条に規定する通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - 一 事業実施地域を越えた所から、概ね30キロメートル未満 100円
 - 二 事業実施地域を越えた所から、概ね30キロメートル以上 300円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、大泉町、邑楽町、千代田町、太田市とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また事業体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月
- 二 継続研修 年2回
- 2 事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じなければならない。
 - 一 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族又は職員からの通報・報告体制の整備
 - 三 その他、虐待防止のために必要な措置
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

- 平成15年6月1日 改定
平成18年4月1日 改定
平成19年4月1日 改定
平成20年3月1日 改定
平成20年6月1日 改定
平成21年4月1日 改定
平成23年4月1日 改定
平成24年4月1日 改定
平成26年4月1日 改定

平成27年4月1日 改定
平成28年2月1日 改定
平成29年4月1日 改定
平成30年6月1日 改定
平成31年4月1日 改定
令和3年4月1日 改定